

岩沼市避難行動要支援者避難支援プラン
(全体計画)

令和元年9月
岩 沼 市

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の背景	
2 全体計画の目的	
3 自助・共助・公助の役割分担	
第2章 全体計画の対象者の考え方（範囲）	4
1 要支援者の範囲	
2 妊産婦や乳幼児・児童、外国人の考え方	
第3章 要支援者情報の把握及び共有の方法	6
1 名簿の作成	
2 要支援者からの同意の取得	
3 名簿の提供	
4 名簿情報の漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置	
5 名簿の更新と情報の共有に関する事項	
6 名簿作成に関する関係部署の役割分担	
第4章 避難支援体制の整備及び推進	10
1 避難支援体制の整備及び推進	
2 避難支援等関係者と市の具体的な役割分担	
3 日頃から配慮しておきたい主な事項	
4 避難支援者の選出	
5 避難支援者の安全確保	
6 個別計画の策定	
7 個別計画の更新・管理	
8 名簿情報を提供することに不同意であった方への避難支援	
第5章 避難勧告等の発令・伝達方法	15
1 避難勧告等の発令	
2 避難勧告等の情報伝達手段	
第6章 避難誘導の手段・経路等	17
1 避難誘導の方法	
2 ハザードマップ等の整備・活用方法	
3 要支援者避難訓練の実施	
第7章 避難所における支援方法	19
1 指定避難所における支援	
2 福祉避難所における支援	

第1章 基本的な考え方

1 策定の背景

東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

この教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法の一部が改正され、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」が示されました。取組指針では、市町村は地域の実情に合わせ、障害者や高齢者等の要配慮者に対する安否確認や避難支援（以下「避難支援等」といいます。）について、重点的・優先的に取り組むことが重要とされました。宮城県においても、避難行動要支援者等に対する適切かつ円滑な支援対策のあり方について、基本的な考え方を示す「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン（平成25年12月）」を策定しました。

そこで、市では、国の取組指針、宮城県のガイドライン、平成31年3月に改定した岩沼市地域防災計画の内容を踏まえて、「岩沼市避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」（以下「全体計画」といいます。）を策定しました。

2 全体計画の目的

避難行動要支援者（以下「要支援者」といいます。）の避難を支援するためには、各地域において、日頃から高齢者や障害者などの支援を必要とする人を特定し、その一人ひとりについて、誰が支援してどこに避難させるかなど、具体的な支援方法を決めておくことが必要です。

また、それぞれの要支援者の特性に応じた十分な配慮も必要であり、日頃から要支援者の状況の把握に努めながら、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」といいます。）に、迅速かつ的確に支援することができるよう、市が必要な制度を整備することが求められています。

この全体計画は、要支援者の「自助」及び地域（近隣）の「共助」を基本とし、要支援者が地域の中で必要な支援を受けられるようにするための制度を整備することにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

そして、本市における要支援者の避難支援について、その考え方や進め方、支援の方法、役割分担など基本的な事項を明らかにしたものです。

市は、この全体計画をもとに要支援者の避難支援体制をより一層進めていくとともに、地域においても、この全体計画を基本としながら、地域の実情に合った体制づくりを進めていただくことを主眼としています。

3 自助・共助・公助の役割分担

災害時に、要支援者の安否確認、避難情報の提供、避難誘導等を円滑に行うためには、要支援者自身による日頃の備えである「自助」、地域住民相互の連携や自主防災組織などによる「共助」が重要です。

これら「自助」、「共助」に加え、市や公的機関による「公助」が一体となり、協働で避難支援体制を構築するため、それぞれの役割分担を次のとおり明らかにしておきます。

(1) 自助

災害時に最も重要なことは、「自分の命は自分で守る。」という意識のもとに行う「自助」であり、避難支援体制の基本になります。これは、要支援者も含めて全ての人に当てはまります。

このため、要支援者自身とその家族は、情報を得る手段の確保、住宅の耐震化、家具の転倒防止、物資の備蓄、非常持ち出し品（常備薬等を含みます。）の準備などに加え、近隣の人々とのつながりを確保しておくことが大切です。

(2) 共助

大規模な災害の発生直後は、市や公的機関による支援が間に合わないことは過去の災害の教訓からも明らかであり、隣近所をはじめとした地域における住民相互の助け合いが重要です。

地域は、平常時から、町内会・自治会等の地域団体（以下「町内会等」といいます。）、自主防災組織、民生委員児童委員などの避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」といいます。）が連携し、市が提供する名簿を活用しながら要支援者を把握し、実際に要支援者の避難支援を行う方（以下「避難支援者」といいます。）や避難方法を明確にするなど、要支援者に対する避難支援体制の整備を協働で進めていくことが求められます。

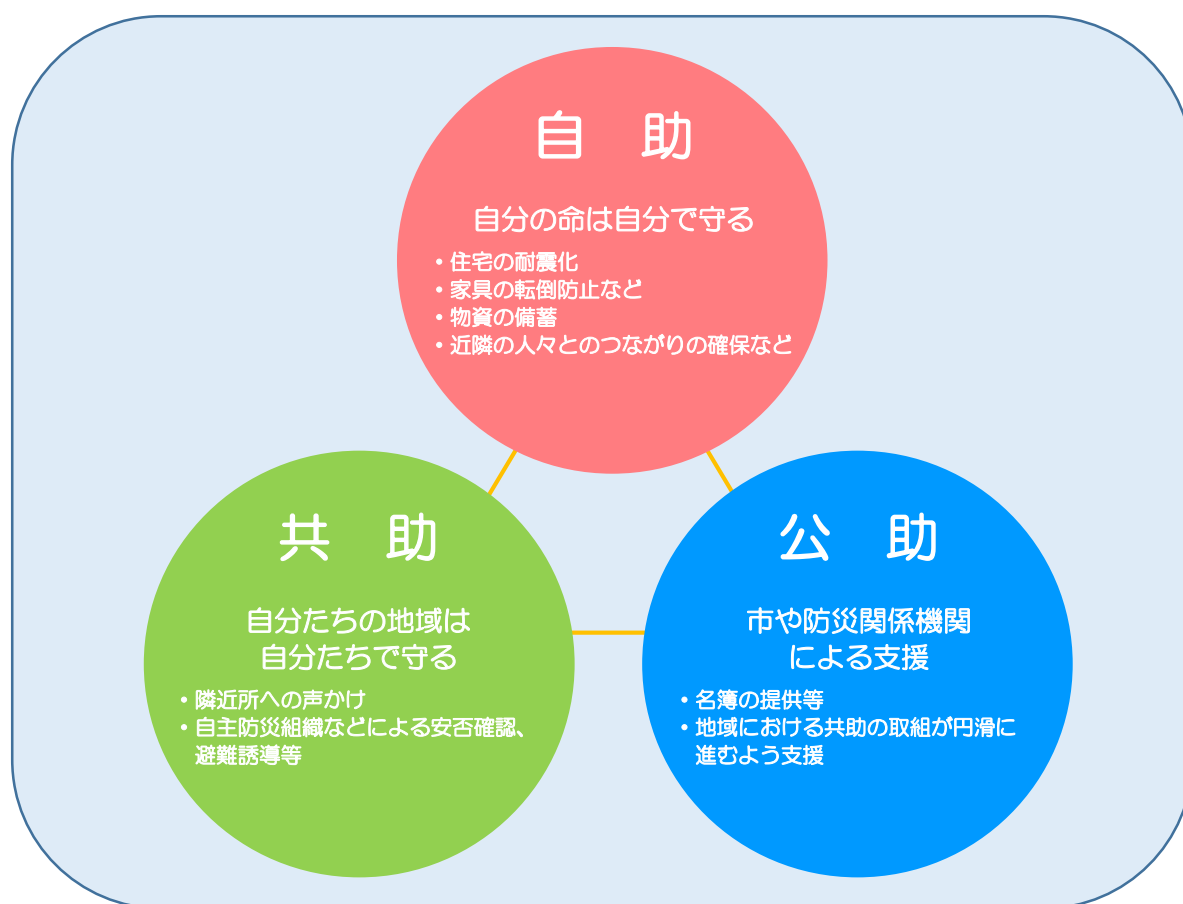
また、声かけや見守り活動等を通じた要支援者との信頼関係づくりや、要支援者を含めた防災訓練を実施するなどの取組も重要です。

(3) 公助

市は、全庁的な要支援者の避難支援体制を確立するため、関係各部局と連携を図りながら取組を進めます。

平常時は、地域における要支援者支援の取組が円滑に進むよう、避難支援を希望する要支援者の名簿を避難支援等関係者に提供するなど、支援体制づくりの支援を行うとともに、要支援者参加型の防災訓練の実施や名簿制度の広報を積極的に行います。

災害時は、災害対策本部（災害の規模によっては特別警戒本部又は警戒本部）を設置し、要支援者に対する避難勧告等の伝達、避難状況の把握、ボランティア団体等の支援団体との調整など、必要な対応を行います。



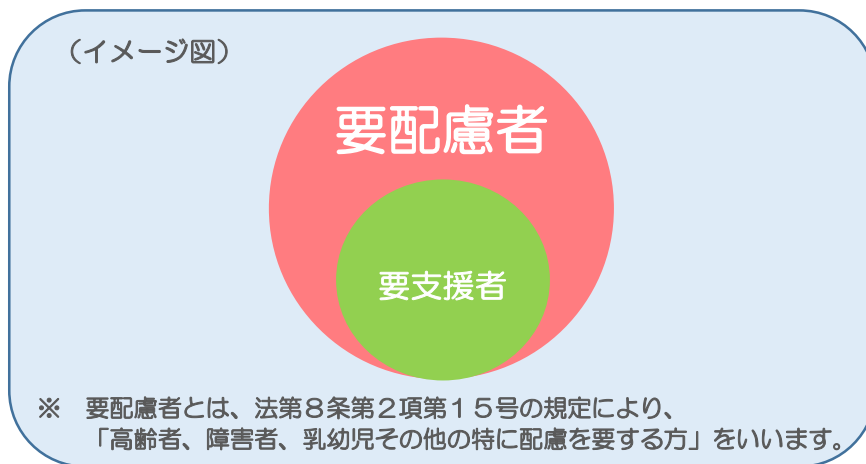
第2章 全体計画の対象者の考え方（範囲）

1 要支援者の範囲

要支援者とは、災害対策基本法（以下「法」といいます。）第49条の10第1項の規定により、「市に居住する要配慮者のうち、災害時に

自ら避難することが困難な方

であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方」をいいます。



この自ら避難することが困難な方に該当するかどうかについては、次の能力の程度によって判断します。

- (1) 避難勧告等の災害関連情報の取得能力
- (2) 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- (3) 避難行動をとる上で必要な身体能力

これらの能力の程度については、要介護状態区分や障害等級等によって判断します。ただし、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認められている要配慮者が支援対象から漏れないよう、次の仕組みを設けます。

- (4) 避難支援等関係者の判断により名簿への掲載を求めることができる仕組み
- (5) 形式要件から漏れた方が自ら名簿への掲載を求めることができる仕組み

次に、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方に該当するかどうかについては、次の要件を満たすかどうかによって判断します。

- ア 社会福祉施設や介護保険施設（以下「社会福祉施設等」といいます。）に長期入所していない方
- イ 医療施設に長期入院（91日以上）していない方

以上より、本市における要支援者の範囲は、在宅者のうち、表1の要件に該当する方とします。

表1

区 分	範 囲
障害者	身体障害者手帳1級又は2級を所持する方
	療育手帳Aを所持する方
	精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する方
要介護認定者	要介護認定3～5を受けている方
高齢者	65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方、又は家族の勤めなどにより日中（夜間）の長い時間にわたり一人暮らしの状態になる方
その他	難病患者
	上記に準じる者や、病気等により地域による支援を必要としている方
	上記以外で市又は町内会等が支援の必要を認めた方

2 妊産婦や乳幼児・児童、外国人の考え方

妊産婦や乳幼児・児童などは、出産や発育に伴い支援の必要性や支援内容が変化します。

また、外国人については、言語面におけるコミュニケーションの問題により、避難行動や避難所での生活に困難をきたすことが想定されます。

これらの方については、地域活動や隣近所における日頃の交流等を通じて、その状況を把握し、地域特性や支援体制の状況により必要に応じて避難の対象にするなど、実態に応じた対応が求められますので、表1のその他の区分により申請等があった場合には、本市における要支援者に該当するものとして扱います。

第3章 要支援者情報の把握及び共有の方法

1 名簿の作成

市は、要支援者に該当する者を把握するため、市の関係各部署で把握している要介護認定者や障害者等の情報を集約するとともに、市で把握していない難病患者に関する情報等についても、法第49条の10第4項の規定に基づき、宮城県知事その他の者に対して情報の提供を求め、名簿（表3の名簿①）を作成します。

名簿に記載する個人情報等については、法第49条の10第2項の規定などにより、表2のとおりとします。

なお、名簿は、災害時の状況を考慮し、紙媒体と電子データにより管理します。

表2

名簿に記載する個人情報		入手方法
法第49条の10第2項に記載のある事項	取組指針等に記載のある事項	
(1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 電話番号その他の連絡先 (6) 避難支援等を必要とする事由 (7) その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項	(1) 障害種別、障害程度等級 (2) 療育手帳の障害の程度 (3) 障害等級 (4) 障害支援区分 (5) 要介護状態区分 (6) その他必要な事項（在宅時の介護者、病名、通院先、生活支援内容、電源が必要な医療機器の使用の有無、日中の行動等）	次により入手 (1) 社会福祉課 (2) 介護福祉課 (3) 宮城県担当部署 (4) 申請者

※ 住所とは、各人の生活の本拠であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されません。

※ 居所とは、人が多少の期間継続して居住していますが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでには至らない場所のことです。

※ 日中の行動とは、通学、通勤、通所、通院などをいいます。

※ 取組指針に記載のある事項(6)については、個別計画の提出等により市が把握した場合に限り記載します。

2 要支援者からの同意の取得

要支援者の安否の確認や避難誘導等を速やかに行うためには、要支援者にとって身近な避難支援等関係者が名簿情報を事前に把握しておくことが重要ですが、名簿情報を平常時より避難支援等関係者に提供するには、要支援者本人の同意（要支援者が同意したことによって生ずる結果を判断できない場合などは親権者や法定代理人等）が必要になります。

そのため、市では、把握した要支援者に対し、郵送等により事前に同意の確認を行い、同意いただいた方のみを抽出した名簿（表3の名簿②）を別に作成し、避難支援等関係者に提供します。

表3

区分	内容	活用
名簿①	要支援者の要件を満たす方を掲載した名簿	災害時においては、法第49条の11第3項の規定に基づき、要支援者の同意の有無にかかわらず避難支援等関係者に提供し、避難支援等に活用
名簿②	名簿①から平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することに同意した方のみを抽出した名簿	平常時より避難支援等関係者に提供し、災害時の支援のほか、訓練時等にも活用

3 名簿の提供

名簿制度が創設された趣旨は、名簿自体を作成することにあるのではなく、作成した名簿を適切に活用し、要支援者の生命・身体を災害から保護することにあります。

そのため、平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、要支援者本人等より同意が得られた場合は、市は、実効性の高い「個別計画」の準備を可能にすることを主たる目的として、法第49条の11第2項の規定に基づき、表4の避難支援等関係者に対し、名簿を紙媒体で提供します。ただし、避難支援等の実施に必要な限度で提供する必要があるので、(1)～(3)の避難支援等関係者に対しては、管理・担当・管轄している地域に所在する要支援者の名簿情報のみを提供します。

表4

市が定める避難支援等関係者	名簿の提供範囲
(1) 自主防災組織 (2) 町内会等 (3) 民生委員児童委員	名簿②のうち、管理・担当・管轄している地域に所在する要支援者の名簿情報のみを提供
(4) 市社会福祉協議会 (5) 岩沼消防署 (6) 宮城県岩沼警察署	名簿②を提供
(7) その他の避難支援等の実施に携わる団体 (災害時に派遣される自衛隊の部隊、消防団、医療救護班、ボランティア団体などで市長が認めた団体)	災害時に提供希望の申出があった団体に限り、避難支援等の実施に必要な限度において名簿を提供

※ **避難支援等の実施に必要な限度**で提供する必要があるため、一地区の自主防災組織に市内全体の名簿情報を提供するなど、実際の避難支援等に活用され得ない情報まで提供することはできません。

※ 災害時における名簿提供については、災害時であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、およそ浸水可能性がない地区に居住する要支援者の名簿情報まで一律に外部提供することはできません。

4 名簿情報の漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置は、法第49条の12の規定により、表5のとおりとします。

表5

名簿情報の漏えい防止のために市が求める措置	要支援者及び第三者の権利利益を保護するために市が講ずる措置
(1) 受領した名簿情報を避難支援等以外の目的のために使用することの禁止 (2) 名簿情報を取り扱う者の限定 (3) 必要以上の名簿情報の複製の禁止 (4) 施錠可能な場所への名簿の保管 (5) 名簿情報の取扱状況の報告 (6) 使用後等の名簿情報の廃棄・返却等	(1) 避難支援等関係者に対しては、管理・担当・管轄している地域内の要支援者の名簿情報のみを提供 (2) 避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることの説明等

5 名簿の更新

要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、要支援者名簿について、年1回の更新を行います。

なお、自ら要支援者名簿への掲載を求める支援希望者の登録の受付自体は随時実施しますが、その際、要支援者名簿への反映は、直近の更新時となる旨を説明するよう留意します。

6 名簿作成に関する関係部署の役割分担

名簿作成に関する関係部署の役割分担は、表6のとおりとします。

表6

部署名	課名	役割
総務部	防災課	(1) 地域防災計画に関すること。 (2) 全体計画に関すること。 (3) 名簿の作成・提供に関すること。 (4) 名簿の更新・回収に関すること。 (5) 名簿の管理に関すること。 (6) 名簿制度の周知に関すること。
健康福祉部	社会福祉課 介護福祉課	(1) 名簿の作成・更新に必要な個人情報の抽出に関すること。 (2) 法第49条の1第1項の規定に基づく次の情報の提供に関すること。 ア (1)により抽出した情報 イ 社会福祉施設等への長期入所に関する情報 (3) 名簿制度の周知に関すること。(障害者手帳交付・更新時、要介護認定に係る業務時)

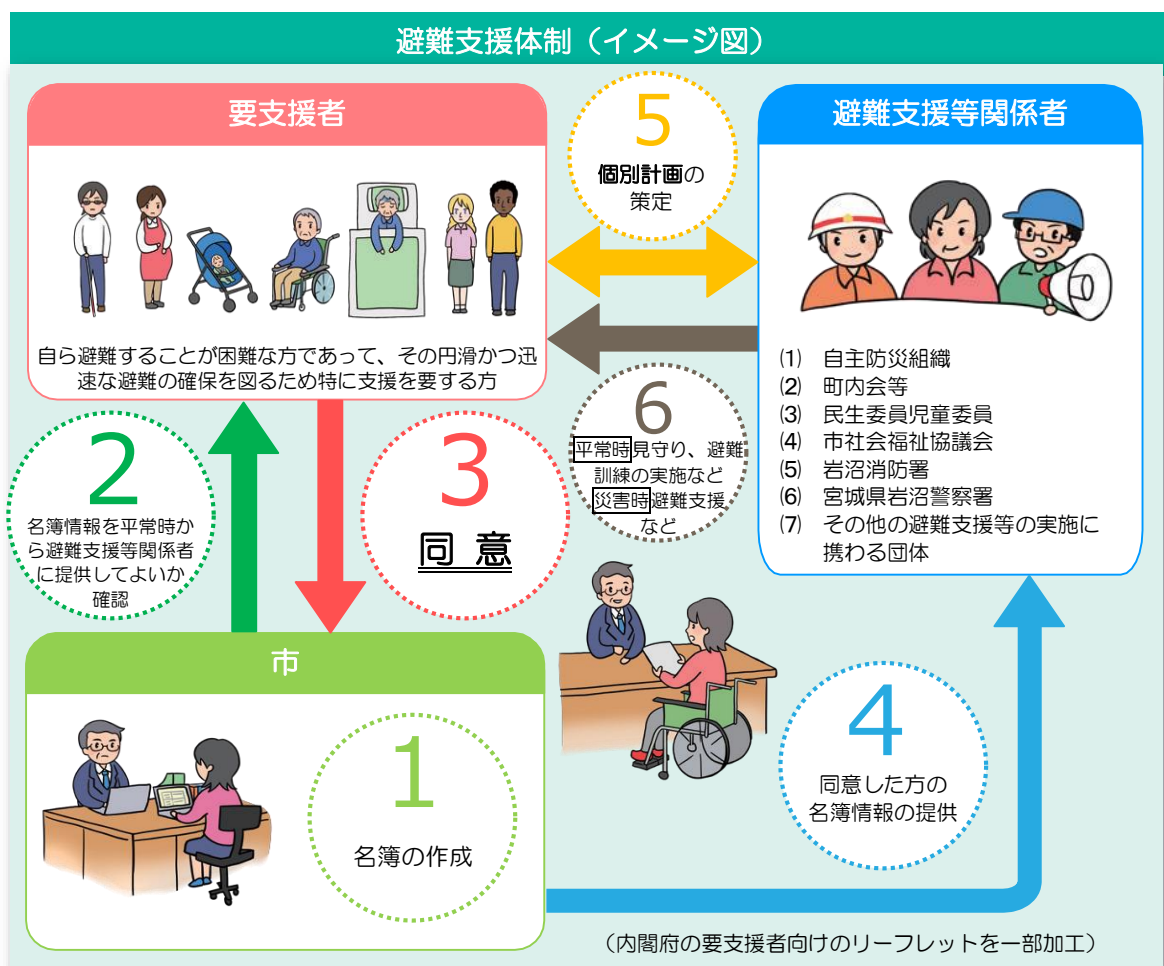
第4章 避難支援体制の整備及び推進

1 避難支援体制の整備及び推進

災害時に、要支援者の避難誘導等を迅速かつ的確に実施するためには、「自助」及び地域（近隣）の「共助」を基本とする避難支援体制をあらかじめ整備するとともに、要支援者一人ひとりについて、誰が支援し、どこに避難させるかなどの支援の方法を定めておくことが重要です。

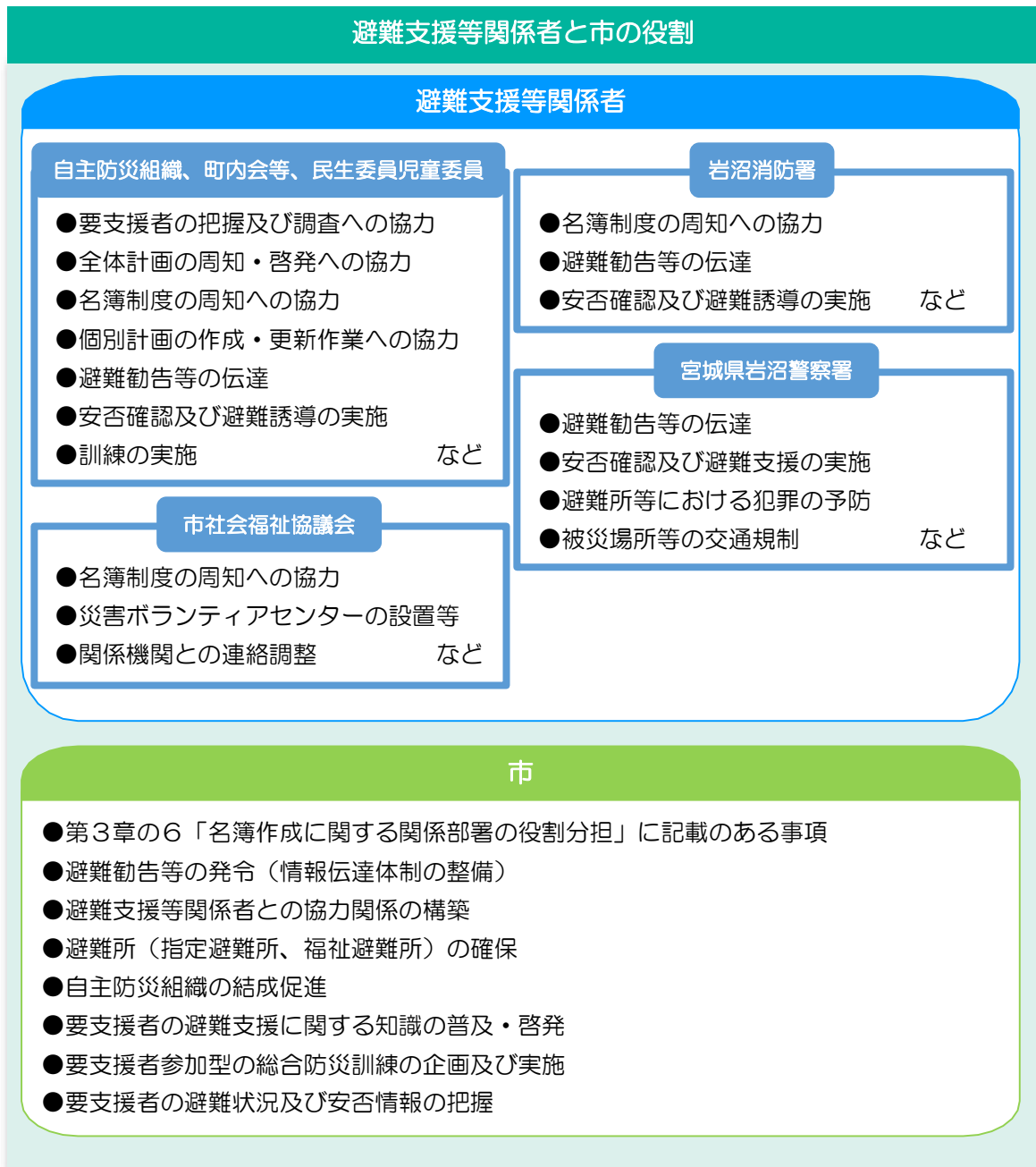
そのため、地域において避難支援体制の整備を行うに当たっては、地区内の避難支援等関係者が顔を合わせ、要支援者の存在を確認し、支援体制の整備の必要性を共有するとともに、避難支援者の確保、防災訓練の実施などについて検討することが必要です。

市では、避難支援等関係者が連携して進める要支援者に対する避難支援体制づくりを全庁的に支援します。



2 避難支援等関係者と市の具体的な役割分担

避難支援等関係者と市の具体的な役割分担については、次のとおりです。



3 避難支援者の選出

避難支援者の確保に当たっては、要支援者の希望する方を優先するなど、信頼関係の築きやすい方を選出することが大切です。

そのため、民生委員児童委員、町内会等、自主防災組織、市社会福祉協議会等の避難支援等関係者のうちから、要支援者と避難支援者の打合せ等の調整等を行うコーディネーター（以下「コーディネーター」といいます。）としての協力を得て、本人の希望と照らし合わせながら選出することが必要になります。

なお、選出の際には、避難支援等の実効性を高める観点から、次の2点に留意することが必要です。

- (1) 避難支援者の不在や避難支援者自身の被災などを想定し、地域の可能な範囲で複数の避難支援者を決めておくこと。
- (2) 一人の避難支援者に役割が集中しないよう、避難支援者となる方の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこと。

4 避難支援者の安全確保

避難支援者は、**避難支援者本人及びその家族等の生命並びに身体の安全を守ることを最優先**にするとともに、避難支援を行う場合には、可能な範囲での支援を念頭に置き、**危険を冒してまでの無理な支援は避けることが大前提**になります。

こうした避難支援を行う際のルールについては、要支援者自身も含め全ての方々が十分理解しておく必要があるため、避難支援者の安全確保の措置を決めるに当たっては、要支援者や避難支援者等を含めた地域住民全体で話し合い、ルールを定めることが重要です。

なお、市では、避難支援者が地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、次の措置を行います。

- (1) 名簿の提供に係る同意を得る段階で、要支援者（要支援者が同意したことによって生ずる結果を判断できない場合などは親権者や法定代理人等）より次の2点についての理解を得ること。
 - ア 避難支援は、避難支援者自身やその家族などの安全が前提のため、同意によって必ずなされるものではなく、遅れることや困難となる場合もあること。
 - イ 避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではないこと。

5 個別計画の策定

災害時に、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に実施するためには、あらかじめ「誰が」、「どのような支援を行うのか」を個々の要支援者ごとに具体的に定めた「個別計画」を策定しておくことが重要です。

この「個別計画」の策定に当たっては、コーディネーターの協力を得ながら、市から名簿の提供を受けた避難支援等関係者が主体となって、要支援者本人やその家族等と具体的な打合せを行いながら進めることが大切です。

市は、この「個別計画」の策定を推進するため、広報紙等により普及啓発を行うほか、避難支援者の確保等についての先進事例の情報提供を行うなど、それぞれの地域の取組状況に応じたアドバイスを行います。

また、必要に応じて関係団体に連携を働きかけるなど、地域の取組が円滑に進むよう、積極的に支援します。

6 個別計画の更新・管理

個別計画は、避難支援等関係者、要支援者及び避難支援者で共有するものとします。

避難支援等関係者は、個別計画の内容に変更が生じた場合や要支援者本人等から変更の申出があった場合などは、その都度速やかに更新を行うことが必要です。

また、個別計画の配布は、個人情報保護の観点から、要支援者本人や避難支援者など必要最小限にとどめ、適切な管理に十分努めるものとします。

7 名簿情報を提供することに不同意であった方への避難支援

平常時より避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった方（同意確認が取れない方を含みます。）について、市は、1年おきに同意確認を行うとともに、不同意者の有無及び人数に関する情報をあらかじめ避難支援等関係者に提供し、地域における避難支援体制づくりを支援します。

災害時において、法第49条の1 1 第3項及び岩沼市個人情報保護条例第8条第3号「個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」の規定に該当する場合には、市は、要支援者の同意の有無にかかわらず、避難支援等関係者に名簿情報を提供し、避難支援等に活用します。

ただし、避難支援等の実施に必要な限度で提供するため、災害時であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、およそ浸水可能性がない地区に居住する要支援者の名簿情報まで一律に外部提供することはできません。

また、平常時より名簿情報を保有していない方に名簿情報を提供した場合は、名簿情報の廃棄・返却など、情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じます。

※ 法第49条の11第3項

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

第5章 避難勧告等の発令・伝達方法

1 避難勧告等の発令

市は、災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、法第60条第1項の規定に基づき、避難勧告等を発令します。

避難勧告等を発令する判断基準については、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に具体的に定めるとともに、より実効性のある基準となるよう、継続的に見直しを行います。

表7

区分	発令時の状況	地域等で必要となる行動		
		水害	土砂災害	津波
避難準備・ 高齢者等 避難開始	避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければ避難を完了できない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ■ 立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ■ 立退き避難すると判断した場合、その準備(家族との連絡、非常用持出品の用意等)をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難準備が整い次第、立退き避難することが強く望まれる。 	
避難勧告	通常の避難行動をとれる方が避難行動を開始しなければ避難を完了できない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 立退き避難する。 ■ 立退き避難がかえって危険な場合は、近隣の安全な場所への避難や屋内安全確保を行う。 		
避難指示 (緊急)	前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、災害が発生してもおかしくないと判断された状況、又は災害が現に発生している状況。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 避難勧告等発令後で避難中の方は直ちに避難行動を完了する。 ■ まだ避難していない方は直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 立退き避難する。

※ 津波（遠地津波を除く。）の場合に発令する避難情報は、全て避難指示（緊急）になります。

※ 立退き避難とは、指定緊急避難場所や近隣の安全な場所への移動（水平避難）のことです。

※ 屋内安全確保とは、その時点にいる建物内のより安全な場所への移動（待避又は垂直避難）のことです。

2 避難勧告等の情報伝達手段

要配慮者は、避難勧告等の発令があつたとしても、避難行動をとることや避難行動に至るまでの理解や判断等が困難な場合があることから、要配慮者に対し、実効性のある情報伝達手段を整備することが必要です。

このため、市は、表8に定める伝達手段のほか、あらゆる手段を用いて迅速かつ的確に情報伝達を行います。

(1) 市による情報伝達

避難勧告等の情報については、テレビやラジオ放送（エフエムいわぬま）のほか、緊急速報メール（エリアメール）や市ホームページを活用するなど、複数の情報伝達手段を用いて、要配慮者及び避難支援等関係者に確実に伝達できるよう努めます。

このほか、市は、阿武隈川の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域に所在し、岩沼市地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設の管理者等に対しても、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、岩沼市メール配信サービスを活用し、指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報などの情報を速やかに伝達します。

なお、これらの情報伝達は、市の本部班（災害時に設置）が行います。

表8

市の情報伝達手段	音声	文字
(1) 市ホームページ	○	○
(2) テレビ（放送事業者に対する情報提供による放送）	○	○
(3) ラジオ（エフエムいわぬま）	○	
(4) 防災行政無線屋外拡声子局（スピーカー）	○	
(5) 広報車	○	
(6) 電話（※町内会等の長に対してのみ）	○	
(7) 緊急速報メール（エリアメール）		○
(8) メール配信サービス（※要配慮者利用施設の管理者等に対してのみ）		○

(2) 避難支援等関係者による情報伝達

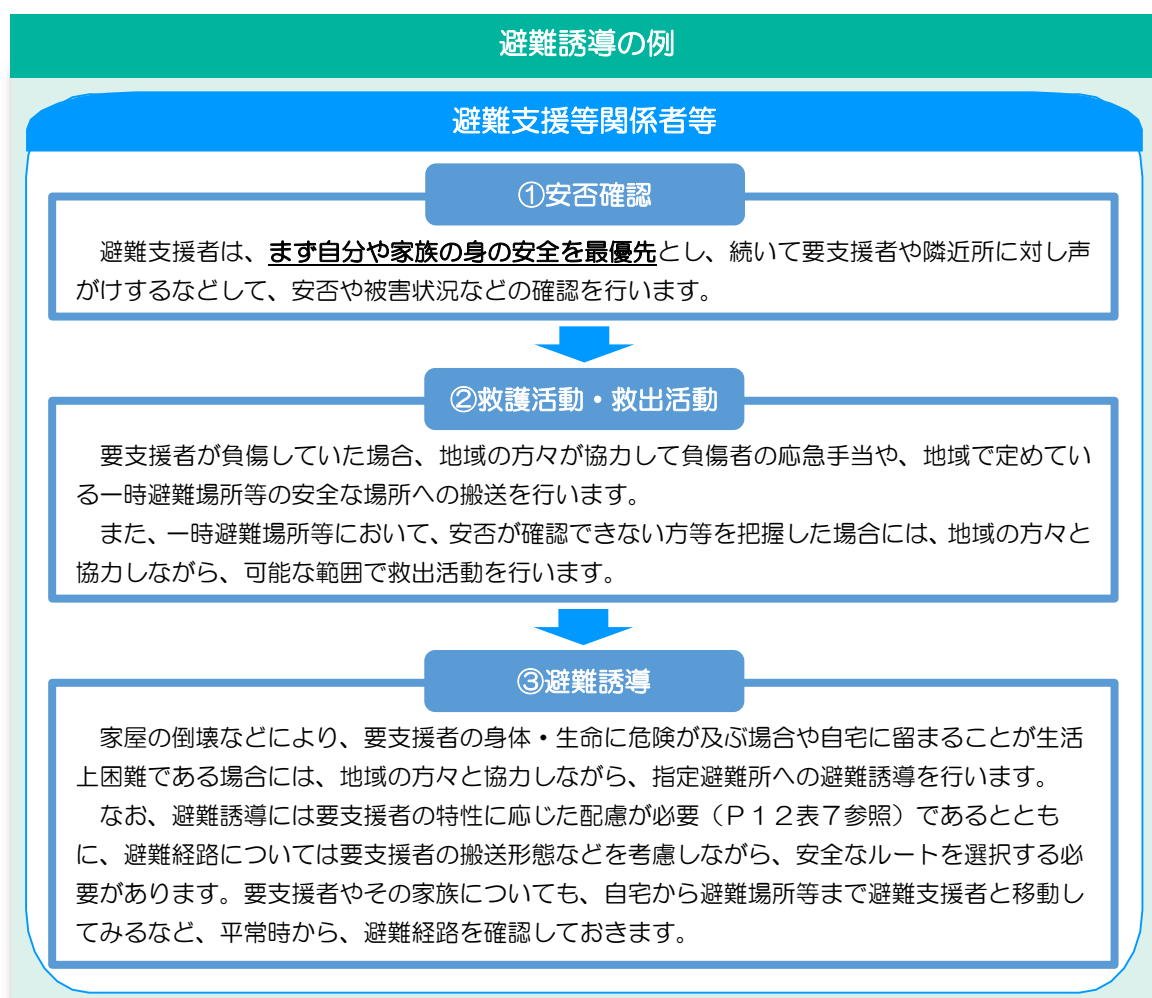
避難支援等関係者は、テレビやラジオ放送等により独自での情報収集に努めるとともに、市の広報等により入手した情報を要支援者に速やかに伝達します。

第6章 避難誘導の手段・経路等

1 避難誘導の方法

災害時に、市と地域は緊密に連携し、迅速な応急活動を行います。災害の規模が大きければ大きいほど、特に災害発生直後の対応については、要支援者自身とその家族による「自助」をはじめ、地域による「共助」が極めて重要になります。

このため、要支援者自身とその家族も自ら災害への備えや情報の収集に努めることが必要であるとともに、地域においても、助け合いの精神によって、全ての住民が協力して避難誘導などの活動ができる関係を構築することが大切です。



※ 要支援者は、正確な情報の入手が困難であることが多いことから、避難支援者をはじめ地域の方々等は、努めて要支援者に必要な情報を伝達します。

※ 地域内の要支援者の避難や在宅における状況は、可能な範囲で地域において集約し、施設管理者や市職員に伝えるなど、情報を共有することが重要です。また、倒壊又はそのおそれのある家屋に取り残された場合など、地域による要支援者への支援が困難又は危険と判断される場合には、二次災害を避ける上でも無理な避難活動は行わず、公的機関への救援の要請を行います。

2 ハザードマップ等の整備・活用方法

市は、あらかじめ要支援者居宅周辺の状況や避難経路等の確認に活用できるよう、洪水や土砂災害など各種ハザードマップを作成し、市ホームページでの公開、窓口等での直接配布を行うなど、積極的に周知を図るとともに、住民への啓発を行います。

地域では、これらのハザードマップを活用して避難経路等を確認するとともに、防災訓練を行うなど、円滑に要支援者の避難支援を実施できる体制づくりに努めます。

表9

ハザードマップの種類	URL
洪水ハザードマップ	https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/bosai/bosai-bohan/bosai/kouzuiHM.html
土砂災害ハザードマップ	https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/bosai/bosai-bohan/bosai/hazardmap.html

3 要支援者避難訓練の実施

要支援者を迅速かつ的確に安全な場所へ避難誘導するためには、避難支援等関係者だけでは対応できないケースも想定されることから、地域全体でサポートする体制づくりが有効です。

このため、平常時から避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりのほか、地域のあらゆる団体と各種活動を通じて協力関係をつくることが重要です。

具体的には、地域の防災訓練に、避難支援等関係者はもとより要支援者の支援に関わるさまざまな団体が参加し、避難訓練やHUG（避難所運営ゲーム）等を通じて、避難支援等関係者や団体間で顔の見える関係づくりや連携の確認を行うことなどが効果的です。福祉関係団体の参加によって、要支援者の特性に応じた支援のノウハウについて共有を図ることも可能になります。

また、要支援者と地域とのコミュニケーションを深めるためにも、要支援者自身やその家族が訓練に積極的に参加することが望まれます。

なお、市が主催する「岩沼市総合防災訓練」においても、要支援者に対する情報伝達や避難支援、福祉避難所への移送などの訓練を積極的に行います。

第7章 避難所における支援方法

1 指定避難所における支援

市は、あらかじめ、避難所のトイレの洋式化や、暖房機器、プライバシー確保のための間仕切りの確保など、要支援者の視点に配慮した設備等の整備に努めます。

災害時には、避難所の運営に携わる方々とともに、避難所内における居住区域の割振りや食料の配布方法など、要支援者の環境の整備について十分配慮します。

また、避難所内での情報提供を行う場合においても、特に視覚障害者や聴覚障害者等に対し特段の配慮を行うとともに、要支援者が他の避難者等から協力・配慮が得られるよう、福祉関係団体やボランティア等と十分な連携を図ります。

このほか、「宮城県災害時公衆衛生活動マニュアル（平成25年4月）」の内容を踏まえて、避難所等へ健康調査担当職員や災害（専門）ボランティアを派遣し、健康相談やこころのケア等の生活支援、難病患者への対応など、必要な支援を行います。

表10

指定避難所一覧（平成31年2月8日時点）				
No	施設名	所在地	収容対象地区	収容人数
1	勤労者活動センター	三色吉字松 150-1	特に定めていない	380
2	旧南長谷地区集会所	南長谷字蛭 95-1	〃	110
3	宮城県立支援学校岩沼高等学園	北長谷字豊田 1-1	〃	350
4	岩沼西小学校	松ヶ丘一丁目 17	〃	350
5	岩沼西中学校	三色吉字竹 11	〃	430
6	宮城県名取高等学校	字朝日 50	〃	750
7	農村環境改善センター	北長谷字樋下 224-1	〃	280
8	ハナトピア岩沼	三色吉字雷神 7-1	〃	340
9	原公会堂	南長谷字原 103	〃	50
10	玉崎公会堂	南長谷字鳥井木 151-3	〃	50
11	小川公会堂	小川字冠木 26-1	〃	50
12	岩沼南小学校	桑原四丁目 4-1	〃	420
13	岩沼中学校	桑原四丁目 8-1	〃	530
14	竹駒神社	稲荷町 1-1	〃	200
15	岩沼小学校	中央二丁目 1-1	〃	460
16	岩沼北中学校	相の原二丁目 3-1	〃	360
17	市民体育センター	桜二丁目 8-30	〃	610

18	市民会館・中央公民館	里の杜一丁目 2-45	//	1,680
19	総合体育館	里の杜一丁目 1-1	//	2,570
20	玉浦中学校	恵み野二丁目 4-1	//	610
21	玉浦小学校	早股字小林 396-1	//	450
22	矢野目地区中央集会所	下野郷字館外 2-1	//	210
23	寺島公会堂	寺島字押切 75-1	//	40

指定避難所（自主避難所）一覧（平成31年2月8日時点）				
No	施設名	所在地	収容対象地区	収容人数
1	西公民館	松ヶ丘一丁目 10-1	特に定めていない	70
2	玉浦コミュニティセンター	恵み野二丁目 3	//	90

2 福祉避難所における支援

(1) 福祉避難所の指定

心身の健康状態や障害等により、指定避難所において生活を続けることが困難な要支援者に対し、必要な生活支援を行うため、市は、これらの要支援者を二次的に受け入れる施設として、福祉避難所を指定します。

福祉避難所として指定する施設は、原則として、耐震機能を備え、バリアフリー化されているなど、要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談等に当たる職員の確保が比較的容易である福祉施設等を活用します。

市は、これらの施設に対して、福祉避難所の役割について説明を行うとともに、要支援者の支援に必要な事項について事前に協議等を行い、支援体制の整備に努めます。

表 1 1

福祉避難所一覧（平成29年2月8日時点）		
No	施設名	所在地
1	グループホームあぶくま	阿武隈一丁目 8-38
2	グループホームなんてん岩沼	たけくま一丁目 20-1
3	グループホーム朝日	あさひ野二丁目 5-2
4	介護老人保健施設サニーホーム	里の杜一丁目 2-6
5	高齢者複合施設カーサ岩沼	中央三丁目 7-16
6	地域密着型特別養護老人ホーム恵み野	恵み野一丁目 7-1

7	特別養護老人ホーム赤井江マリンホーム	恵み野一丁目 7-1
8	ひなたぼっこ桑原	桑原二丁目 1-6
9	ひなたぼっこ二木	二木一丁目 3-7-9
10	ひなたぼっこ子どもの園	二木一丁目 3-7-9
11	ひなたぼっこハーモニー	二木一丁目 3-7-9
12	ひなたぼっこ多目的ホール	二木一丁目 3-7-9
13	介護付有料老人ホームルポたけくま	たけくま一丁目 20-2
14	特別養護老人ホームチアフル岩沼	三色吉字中の原 75-1
15	地域密着型特別養護老人ホームチアフル三色吉	三色吉字松 206
16	ケア・グループホームピーガル	押分字与奈 30-12
17	ユースポ岩沼サポートセンター	藤浪二丁目 6-10

(2) 福祉避難所の開設

災害時、市は、指定避難所に職員を派遣して要支援者の避難状況を把握するとともに、福祉避難所に指定している施設の受入れ態勢を確認の上、受入れ対象者及び福祉避難所の開設を決定します。

要支援者の移送については、要支援者の家族や避難支援等関係者が行いますが、心身の状況に配慮した適切な方法により移送できるよう、市は、福祉サービス事業者等との調整に努めます。